

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表山梨運輸支局の項中「山梨県東八代郡石和町」を「笛吹市」に改め、同表奈良運輸支局の項中「奈良市」を「大和郡山市」に改める。

附 則

この政令は、平成十六年十月十二日から施行する。

## 理由

奈良運輸支局の位置を変更する等の必要があるからである。